

山梨県立大学看護実践開発研究センター運営規程

(平成22年4月1日制定 看護8401号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第29条の規定に基づき、山梨県立大学看護実践開発研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、看護学部全教員が構成員となり、看護職者がさらなる看護実践の質向上のための専門知識や技術の習得、また研究活動ができるための専門職支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 認定看護師の育成・支援
- (2) 高度看護専門職業人の支援
- (3) 看護実践の開発と研究支援
- (4) 看護継続教育の支援
- (5) 情報発信
- (6) その他必要な業務

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター専任教員
- (3) 事務職員
- (4) その他必要な職員

2 センター長は教員の中から、看護学部長（以下「学部長」という。）が任命する。

3 学部長は、必要と認めるときは、その他必要な教職員を任命する。

(任期)

第5条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センターの委員会)

第6条 センターの円滑な運営を図るため、センターに次の委員会を置く。

- (1) センター運営委員会
- (2) センター実施委員会

2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(センター専任教員)

第7条 センター専任教員（以下「専任教員」という。）の選考は、前条第1項第1号の委員会の推薦に基づき、看護学部教授会の議を経て、理事長が行う。

2 専任教員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。

3 専任教員の労働条件、服務規律その他就業に関し必要な事項は、公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則に定めるところによる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学部長が定める。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 令和2年4月1日を任期の初日とするセンター長の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず1年とする。

附 則
この規程は、平成 23 年 3 月 4 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。